

Nuclear Weapon & Nuclear Test Monitor

核兵器・核実験モニター

533
17/12/1

毎月2回1日、15日発行
1996年4月23日
第三種郵便物認可

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリュエーネ1F Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907

e-mail:office@peacedepot.org http://www.peacedepot.org f https://www.facebook.com/peacedepot.org/

主筆■梅林宏道 共同編集■田巻一彦、湯浅一郎 郵便振替口座■00250-1-41182「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710「特定非営利活動法人ピースデポ」

国連総会第一委員会決議案

禁止条約成立を踏まえ次を模索 NPT6条義務履行が共通項

第72回国連総会は、人道イニシアチブによる核兵器禁止条約(TPNW)が7月7日に締結、9月20日に署名解放され、発効に向けた努力が続く中で開催されている。したがって、そこで提出される核兵器関連の決議案は、TPNW成立後、各国がいかなる方針で核なき世界へ向けた取り組みを行おうとしているのかを占う重要な節目における決議案となる。本誌前号では日本決議について論じたが、今号では、その他の重要なNAC決議、多国間核軍縮交渉決議、マレーシア決議、ハイレベル会議決議につき考察する。

オーストリアも加わった NAC路線に期待

10月27日、国連総会第1委員会(NAC(新アジェンダ連合)6か国)ほか計12か国を最初の共同提案国とする決議案L.19「核兵器のない世界へ:核軍縮の誓約の履行を加速する」が採択された(3~5ページに決議案の全訳)。NAC決議は2015年以来、人道イニシアチブの中心であったオーストリアを含む数か国が最初の共同提案国になっている。NAC決議案の投票結果は、賛成127、反対32、棄権14であった。

TPNWに一言も触れず、無視した日本決議とは対照的に、NAC決議では前文10節、主文22節でTPNWの採択を歓迎した。今年の日本決議からは消去されたが、NAC決議では昨年からの引き続き前文13節及び主文4節で、2000年と2010年NPT再検討会議最終文書のNPT6条の誓約の下でなされる、核軍縮につながるような「保有核兵器の完全廃棄を達成するとした核兵器国の明確な約束」を想起した。このことは、この文言に至るNAC諸国の努力を考えれば当然であるが、NPT再検討プロセスの合意点を重視し、基礎にしようとする姿勢が明確に示されている。この

点は、日本決議とは大きく一線を画している。

また、「核兵器の使用による人道上の結末」に関わって、日本決議では「いかなる」の文言が消え、一定の核兵器の使用には壊滅的な人道上の結末の懸念がないかようになってしまった。これに対し、NAC決議では前文3節、主文2、23節で「核兵器のいかなる使用も壊滅的な人道上の結末をもたらすことに深い懸念を表明した」ことを想起しており、2010年NPT合意の文言を活かそうとしている。

昨年の決議からの変更点は主文20節に核軍縮義務の履行状況の測定可能性の改善を奨励した

今号の内容

国連決議

禁止条約成立後の模索

<資料>国連総会・NAC決議(全訳)

新味のないNPDIの立ち位置

<資料>第9回NPDI外相共同声明

[連載] 全体を生きる(4)

日々、一人ひとりの歴史認識 梅林宏道

ことと、主文23節で人道性の立場から市民の意識喚起のため軍縮教育を勧告したことである。とりわけ主文20節は重要であり、核軍縮の前進を計測する評価基準の明確化を訴えている。

NPT発効促進を訴える 「多国間核軍縮交渉」決議

10月27日、TPNWリード国6か国²ほか計39か国を最初の共同提案国とする決議案L.6「多国間核軍縮交渉を前進させる」が採択された。第1委員会での投票結果は、賛成118、反対39、棄権11であった。

本決議は、15年から連続して採択され、TPNWを生み出す原動力となった決議である。今回の決議はTPNWの成立を踏まえ、主文4節で「TPNWに署名、批准、受諾あるいは承認していないすべての国ができる限り早期にそうすることを要求する」と述べ、その発効促進を訴えている。

スウェーデンとスイスはこの決議に賛成票を投じているが、投票理由の説明で、TPNWがNPT、CTBTといった既存の法的文書との整合性が取れ、それらを補完することの重要性を述べた上で、条約のテキストはその見通しが明らかではないと述べている。日本、韓国、オーストラリア、及びドイツなどのNATO加盟国の多くは昨年引き続き反対した。この決議案は、主文10節で「TPNWと軌を一にして、核兵器のない世界の実現・維持のために締結する必要のある具体的で効果的な法的措置、法的条項や規範を追求する努力を続けることを奨励し、上記措置、条項や規範の追求はNPTの3本柱を含む核軍縮・不拡散体制を補い、強化すべきものとする」という文脈を強調することで、TPNWリード国もNPTを手掛かりとした核兵器廃絶の道筋を描こうとしていると考えられる。

変更されたマレーシア決議の核心

11月1日、NAM(非同盟運動)のうちマレーシア、インドネシアなど計11か国を最初の共同提案国とする決議案L.57「核兵器の威嚇または使用の合法性に関する国際司法裁判所の勧告的意見のフォローアップ」(マレーシア決議)が採択された。この決議案の投票結果は、賛成124、反対31、棄権17であった。

前文15節でモデル核兵器禁止条約(NWC)に触れ、前文16節でTPNWの採択を歓迎した。その上で、核心となる主文2節の内容が、昨年の「包括的核兵器禁止条約(NWC)の早期締結に導く多国間交渉の開始によって(ICJ勧告)の義務の履行を要請する」という記述から、今年は「TPNWの下におけるものを含め、厳格で効果的な国際管理の下でのあらゆる側面における核軍縮に導

く多国間交渉への取り組みを要請する」という表現に変わった³。マレーシア代表は10月26日の決議案の提案で「TPNWは、NPT第6条の軍縮交渉義務が進展しない中での包括的核軍縮実現の第一歩であり、その一部である」と説明している⁴。しかし、包括的核軍縮をどう進めるかについて、とりわけTPNWが成立したこととの関係で、決議文の内容は必ずしも明らかではない。次項で述べるL.45Rev.1においては、NAMはNWCなどの措置をジュネーブ軍縮会議(CD)で交渉することを求め続けている。NAMは模索状況にあるように見える。

「ハイレベル会議」決議は日程を決定

11月1日、NAMを代表してインドネシアが提案した決議案L.45Rev.1「核軍縮に関する2013年国連総会ハイレベル会議のフォローアップ」が採択された。ハイレベル会議決議案の投票結果は、賛成129、反対30、棄権12であった。

前文12節でTPNWに、前文13節でNPT締約国の誠実な核軍縮交渉義務に留意している。主文4節は、昨年の決議ではCDでNWCの締結に向けた交渉開始を求めていたが、今年は、「特にNWCを含む、核兵器の完全廃絶達成のための効果的な核軍縮措置」という表現で幅を広げながら、やはりCDでの交渉を求めた。

注目すべきは、昨年と同じように核保有国の中国、北朝鮮、インド、パキスタンが賛成している⁵。NPT、TPNWで核軍縮についての意見を交換することができない国々とその機会を持つことができることは貴重である。

昨年の決議からの重要な前進としてハイレベル会議の詳細が決定された。主文5節と6節において、18年5月14日から16日にかけてニューヨークで「核軍縮に関する国連ハイレベル国際会議」と3月28日にそのための準備委員会が開催されることが決定された。主文9節により国連総会議長と国連事務総長の出席も決定され、主文10節で国連事務総長がIAEA、CTBTO、赤十字国際委員会、赤十字赤新月国際連盟、非核兵器地帯に関わる機関などを招待することを要請した。また主文11節でNGO、研究者、国会議員を含む市民社会からの参加を奨励している。昨年の公開作業部会、今年のTPNW交渉会議同様、市民社会が参加者として意見陳述の機会が与えられるはずである。

取り上げた4本の決議案は、今年成立したTPNWを基本的に歓迎している。と同時に、核兵器保有国や依存国を巻き込んで、核兵器のない世界を実現する道をどのように具体的に描くかという次のチャレンジを開始している。NAC決議は、「保有核兵器の完全廃棄を達成するとした

核兵器国の明確な約束」をはじめNPT再検討プロセスの合意を堅持しつつ、核軍縮義務の履行の可視化を奨励し、多国間核軍縮交渉決議はTPNWの発効促進を訴えつつ、やはりNPTを基礎に置いた核軍縮を模索し、マレーシア決議はTPNWはNWC実現の第一歩としつつ、NWCの交渉の場を模索している。「ハイレベル会議」決議は、ハイレベル会議でCDにおけるNWCなどの交渉開始を追求する論理を掲げている。

いずれの決議においてもNPTのこれまでの到達点を重視していることが共通している。今年の日本決議は、米国を共同提案国にしたいがため、TPNWに一言も触れず無視しただけでなく、NPT

合意を意図的に後退させるような変更が目立った。日本の私たちの努力が問われている。(山口大輔) M

注

- 1 ブラジル、アイルランド、ニュージーランド、メキシコ、エジプト、南アフリカ
- 2 ブラジル、アイルランド、メキシコ、南アフリカ、オーストリア、ナイジェリア
- 3 スウェーデンとスイスは投票理由説明で、多国間核軍縮交渉一般がTPNWの下で進められるかに読み取れることに警戒感を示し、この節の投票に棄権した。
- 4 UN Web TVの17年10月26日第72回国連総会第1委員会第23回会合。
- 5 しかし、前文12節の個別投票に、中国は反対、北朝鮮は棄権した。

【資料】

核兵器のない世界へ —核軍縮に関する誓約の履行を加速する

A/C.1/72/L.19

共同提案国：アンゴラ、オーストリア、ブラジル、エクアドル、エジプト、アイルランド、リヒテンシュタイン、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカ、タイ、トリニダード・トバゴ

総会は、

1946年1月24日の決議1(I)、2015年12月7日の決議70/51、2016年12月5日の決議71/54を想起し、

核兵器が人類にもたらしている危険に対する重大な懸念と、その懸念が核軍縮及び核不拡散に関連するあらゆる討議、決定、行動を活性化すべきことを繰り返し強調し、

2010年の核不拡散条約(NPT)再検討会議において、いかなる核兵器の使用も壊滅的な人道上の結末を引き起こすことに対して表明された深刻な懸念と、同会議による、すべてにとってより安全な世界を追求し、核兵器のない世界の平和と安全を追求するとの決意を想起し、

2010年以来、国際社会において醸成されてきた核兵器に関連する壊滅的な人道上の結末と危険性に対する関心が再び高まっていることと、このような懸念が、核軍縮の必要性と核兵器のない世界を達成し維持することの緊急性を下支えすべきであるという認識が高まっていることに満足をもって留意するとともに、多国間の軍縮フォーラムの場において、核兵器の人的影響が重視されていることにも満足をもって留意し、

核軍縮の緊急性をさらに強化することになる、核兵器爆発がもたらす

壊滅的な結末に対する理解と認識の促進を目的として、2013年3月4、5日にノルウェーで、2014年2月13、14日にメキシコで、同年12月8、9日にオーストリアで開催された、核兵器の人的影響に関する会議での議論を想起し、

核兵器の人的影響に関する会議において発表されたものも含む、国境を遥かに越えて広がり、持続可能な開発目標の達成を危険にさらすことになる、核兵器爆発が引き起こし得る壊滅的な結末について述べた説得力のある証拠、つまり国家や国際機関が事故、システムの不具合あるいは人為的ミスによる核兵器爆発の危険性と事後に対処する能力が欠如していることを強調し、

核兵器の人的影響に関するウィーン会議において発表された、放射線に晒されることで、女性や少女が(男性に比べて)はるかに強い性差のある影響を受けるという研究結果に留意し、

2013年9月26日の核軍縮に関する国連総会ハイレベル会議の開催と、同会議のフォローアップに関する2015年12月7日の決議70/34ならびにそこに含まれる諸決定を想起するとともに、同決議に従って提出された国連事務総長による報告に留意し、

9月26日を核兵器の全面的廃絶のための国際デーとして祝い、普及させることを歓迎し、

2016年12月23日の71/258決議に則って、核兵器の完全廃棄につながるよう核兵器を禁止するための法的拘束力のある文書を交渉するための国連会議において交渉された、2017年7月7日の核兵器禁止条約の採択を歓迎し、

核軍縮および核不拡散に関する教育の重要性を強調し、

透明性、検証可能性、不可逆性が、

相互に補強し合うプロセスである核軍縮と核不拡散に適用される基本原則であることを再確認し、

NPTの無期限延長の基礎となった、1995年のNPT再検討・延長会議が採択した諸決定と決議、ならびに2000年と2010年のNPT再検討会議の最終文書、とりわけNPT第6条の下での誓約のもとで、核軍縮につながるよう保有核兵器の完全廃棄を実現するという核兵器国による明確な約束を想起し、

NPT上の義務の履行に関連して、すべてのNPT加盟国が、透明性、検証可能性、不可逆性の原則の適用を誓約していることを再確認し、

包括的核実験禁止条約の発効が、核軍縮および核不拡散という目標を促進するために、引き続き死活的に重要であることを認識し、

核兵器の完全廃棄こそが、核兵器の使用あるいは使用の威嚇を防ぐ唯一の絶対的保証であること、および核兵器の完全廃棄までの間、非核兵器国が、明確で法的拘束力のある消極的安全保証を核兵器国から得ることへの正統な関心を想起し、

核兵器の完全廃棄までの間、非核兵器地帯の設置と維持が、グローバルおよび地域レベルでの平和と安全を促進し、核不拡散体制を強化し、核軍縮の目的の実現に貢献することの確信を再確認するとともに、非核兵器諸地帯および非核モンゴルの設置に関する条約の締約国および調印国の会議を歓迎し、

国家に対し、中でも、既存の条約や関連する議定書の批准、非核兵器地帯設置のための条約の目標と目的に反するすべての留保や解釈宣言を取り下げること、およびその改定を通じたものも含め、現存するすべての非核兵器地帯の強化に向けて引き続き実質的な進展を図ることを要請し、

2010年のNPT再検討会議において、地域の関係諸国の自由な意思で合意された取り決めに基づいた、さらなる非核兵器地帯の設置が奨励されたことを想起し、これが、同地帯が未だに存在しない地域、特に中東において、同地帯を設置するための協調した国際的な努力へと続くことへの期待を再確認するとともに、このような文脈において、2010年NPT再検討会議で合意された、1995年の中東に関する決議の完全な履行のための具体的な措置が履行されなかったことを深い失望とともに留意し、また、2015年のNPT再検討会議において、この問題について何の合意も得られなかったことに失望の念を表し、

過去21年間に渡り、作業計画に合意し実施することができなかったジュネーブ軍縮会議において、これまでと同様に多国間での核軍縮に向けた進展が何もないことに深い失望の念を表すとともに、1999年以来、国連軍縮委員会が核軍縮について実質的な成果を何一つ出していないことに失望の念を表し、

2015年のNPT再検討会議において、実質的な成果が全くなかったことに遺憾の意を表し、

2015年のNPT再検討会議が、NPTを強化し、NPTの完全な履行と普遍化に向けた進展を促し、1995、2000、2010年のNPT再検討会議においてなされた誓約と合意された行動の履行状況をチェックする機会を逃したことに失望の念を表すとともに、このことがNPTとその3つの柱の間におけるバランスに与える影響について深く懸念し、

2017年5月2日から12日までウィーンで開催された、2020年のNPT再検討会議第1回準備委員会で行われた議論を歓迎し、

ロシア連邦とアメリカ合衆国間の戦略攻撃兵器の一層の削減及び制限に向けた措置に関する条約の完全な履行に向けての努力を奨励するとともに、2010年のNPT再検討会議が、両国に対して保有核兵器の一層の削減を達成するための後継措置に関する議論の継続を奨励したことを改めて強調し、

一方的な、あるいは二国間および地域的イニシアティブの有用性、ならびにそうしたイニシアティブでの合意事項が順守されることの重要性を認識する一方で、核軍縮に関する多国間主義の重要性を強調し、

1. NPTの各条項は、いかなる時もい

かなる状況においても加盟国を拘束するものであり、すべての加盟国はNPTの下の義務を厳格に遵守することに対して全面的な責任を負わなければならないことを繰り返し強調するとともに、すべての加盟国に対し、1995年、2000年、2010年のNPT再検討会議におけるすべての決定、決議、誓約を完全に順守するよう求める。

2. 2010年のNPT再検討会議において、いかなる核兵器の使用も壊滅的な結末を引き起こすことに対して表明された深刻な懸念と、すべての加盟国が、いかなる時も国際人道法を含む適用可能な国際法を遵守する必要性を繰り返し強調する。

3. 核兵器の人的影響に関する会議において発表された証拠を認識するとともに、加盟国に対し、関連する決定や行動を行う上で、核軍縮を下支えしている人道上の要求と核軍縮を達成することの緊急性に対して相応の重要性を与えるよう求める。

4. すべてのNPT加盟国がNPT第6条の下で誓約している核軍縮につながるよう、保有核兵器の完全廃棄を達成するとして核兵器国による明確な約束の具体的な再確認を含め、2000年のNPT再検討会議の最終文書において合意された具体的な措置が引き続き有効であると再確認されたことを想起し、核軍縮につながる措置に関して具体的な進展を加速することを核兵器国が誓約したことを想起し、核兵器国が自らの誓約の履行を加速するためにあらゆる手段を講じることを求める。

5. 核兵器国に対し、一方的な、あるいは二国間、地域および多国間による措置を通じたものを含め、配備非配備を問わず、あらゆる種類の核兵器を削減し究極的に廃棄するため一層の努力を行うとの誓約を果たすよう求める。

6. 核兵器を保有するすべての国に対し、すべての核兵器の高度警戒態勢を確実に解除することを目標に、検証可能かつ透明性の高い方法で、核兵器システムの作戦準備態勢を減ずるよう要請する。

7. 核兵器の完全廃棄までの間、核兵器国が、全ての軍事上および安全保障上の概念、ドクトリンおよび政策において、核兵器の役割と重要性を具体的に低下させることを奨励する。

8. 核兵器の完全廃棄までの間、核兵器国をメンバーに含む地域同盟に加盟している全ての国に、集団的安全保障ドクトリンにおける核兵器の

果たす役割を低下させることを奨励する。

9. NPT加盟国が、核兵器国が核兵器の開発および質的な改良を制限すること、並びに先進的な新型核兵器の開発を中止することに対する非核兵器国の正統な関心を認識したことを強調するとともに、核兵器国に対して、この点に関して措置を講じるよう求める。

10. これまでの核軍縮に関する義務と誓約に従って、すべての核兵器国が、各国において軍事目的上不要となった全ての核分裂性物質の不可逆的な徹去を確実にするためのさらなる措置を講じることを奨励するとともに、IAEAの文脈内で、すべての加盟国が、適切な核軍縮検証能力と法的拘束力のある検証の取り決めを前進させることを支援し、それによりこうした物質が検証可能な形で恒久的に軍事計画の外に置かれることを確実にするよう求める。

11. すべてのNPT締約国に対し、NPTの無期限延長と密接不可分である1995年のNPT再検討・延長会議で採択された、中東に関する決議の完全な履行に向けて取り組むよう求めるとともに、2015年のNPT再検討会議において、完全に履行されるまで有効である、1995年の中東に関する決議の中の中東非核兵器・非大量破壊兵器地帯設置のためのプロセスに関するものを含め、実質的な成果が何もなくしたことに対して失望と深い懸念の意を表す。

12. 1995年の中東に関する決議の共同提案国に対して、1995年の中東に関する決議にあるように、中東非核兵器・非大量破壊兵器地帯の早期設置を確実にものにするを目標とし、提案を行うとともに最大限の努力をするよう要請する。

13. 核軍縮と核不拡散を実現する上でのNPTの基盤的な役割を強調するとともに、2018年4月23日から5月4日までジュネーブで開催される予定の2020年NPT再検討会議第2回準備委員会に期待する。

14. すべての加盟国に対して、NPTの普遍化のためのあらゆる努力を惜しまないよう求めるとともに、これに関連して、インド、パキスタンとイスラエルに対し、即時かつ無条件に非核兵器国としてNPTに加盟し、自国のすべての核関連施設をIAEAの保証措置の下に置くことを要請する。

15. 朝鮮民主主義共和国に対して、平和的な方法で朝鮮半島の非核化を

達成することを目指し、2005年9月の共同声明の中の誓約を含む、6か国協議においてなされた、すべての核兵器と現存する核開発計画を放棄し、早急にNPTに復帰し、IAEAの保障措置協定を遵守するという誓約を履行するよう要請するとともに、平和的手段による朝鮮半島の非核化を達成するという展望を抱きつつ、6か国協議に対する確固たる支持を再確認する。

16. すべての加盟国に対して、多国間の文脈の中で核軍縮という大義を前進させる努力を妨げている国際的な軍縮機関の内部にある障害を乗り越えるために協働するよう要請するとともに、ジュネーブ軍縮会議に対して、とりわけ多国間交渉を通じて、今一度、核軍縮の課題を前進させるための実質的な作業を遅滞なく再開することを要請する。
17. すべてのNPT加盟国に対し、NPTの、および1995年、2000年、2010年のNPT再検討会議において合意された、同条約の下での義務と誓約を遅滞なく完全に履行するよう要請する。
18. 核兵器国に対し、標準化された詳細な報告様式によるものを含め、締

約国が進捗状況を定期的に監視できるような形で、核軍縮の義務と誓約を質的にも量的にも履行するよう要請する。これにより、核兵器国間のみでなく核兵器国と非核兵器国間の信用と信頼を強化し、核軍縮に貢献することとなる。

19. また、核兵器国に対し、2020年NPT再検討会議の一連のサイクルを通して提出される予定の報告書の中に、核軍縮に関する義務と誓約の履行に関する具体的で詳細な情報を含めることを要請する。
20. NPT締約国に対し、進捗状況に対する客観的な評価を確実かつ容易にするために、一連のベンチマークやそれに類似した規準といった、核軍縮に関する義務及び誓約の履行状況に対する測定可能性を改善するための手段を含む選択肢について議論することを奨励する。
21. 加盟国に対し、国連総会決議1(I)とNPT第6条の精神と目的に従って、核兵器のない世界の達成と維持のための効果的な措置に関する多国間交渉を、遅滞なく誠実に追求することを要請する。
22. 加盟国に対し、核軍縮のためのより効果的な法的拘束力のある措置


を特定し、熟議し、交渉し、履行するための努力を引き続き支援することを求めるとともに、これに関連して、2017年7月7日の核兵器禁止条約の採択を歓迎する。

23. 加盟国に対し、あらゆる核兵器爆発がもたらす危険性と壊滅的な影響に対する市民社会の意識を高めるための、軍縮教育を含めた措置をとることを勧告する。
24. 第73回国連総会の暫定議題の項目「全面的かつ完全な軍縮」の下に、「核兵器のない世界へ：核軍縮に関する制約の履行を加速する」と題する小項目を含めること、並びに、同総会において、現存する決議の履行状況を調査することを決定する。
(訳：ピースデポ)

出典：
<http://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/1com/1com17/resolutions/L19.pdf>

不拡散・軍縮イニシャチブ 新味のないNPDIの立ち位置 ——第9回外相共同声明

17年9月21日、3年半ぶりにニューヨークのドイツ国連代表部において第9回NPDI(不拡散・軍縮イニシャチブ)外相会合が開催された(外相が出席したのは加盟12か国のうち、日本、ドイツ、オーストラリア、オランダ)。会議では、2020年NPT再検討会議に向けて、「NPDIとして核兵器国と非核兵器国の橋渡しを果たすべく、核戦力の透明性の向上、包括的核実験禁止条約(CTBT)の発効促進や核兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)の早期交渉開始に

向けた取組み」などを盛り込んだNPDI外相共同声明が発出された。核兵器禁止条約が採択された状況下で、日本政府がいかなる立場で核兵器のない世界へ向けて動こうとしているかをみる上で重要な材料になることから、資料として全訳した。本誌第531-2号で扱った第72回国連総会での日本決議と合わせて見ていただければ当面の日本政府の方向性が分かるであろう。
(編集部) 

<資料>

第9回NPDI外相共同声明

2017年9月21日

ドイツ国連代表部 (ニューヨーク)

1. 我々、オーストラリア、カナダ、チリ、ドイツ、日本、メキシコ、オランダ、ナイジェリア、フィリピン、ポーランド、トルコ、そしてアラブ首長国連邦の軍縮・不拡散イニシアチブ(以下、NPDI)外相は、本日、核軍

縮・核不拡散のための今日的な課題を評価し、核兵器のない世界という共有されたゴールに向けて作業するための共同行動の決定的な重要性を再確認することは勿論、2020年NPT再検討会議を成功に導くことに寄与しようとの我々の政治的決意をくり返し表明するために、ニューヨークに集った。

2. NPDIは、数多くの安保理決議に違反するのみならず、地域と世界の平

和と安全を著しく脅かしている北朝鮮がくり返し行う核実験と弾道ミサイル実験を最も強い言葉で非難する。我々は、北朝鮮が今朝行った、違法な核と弾道ミサイルの活動を議論し、北朝鮮についての別のNPDI声明に我々の見解を強調した。

3. 我々は、2010年NPT再検討会議の行動計画に基礎づけられたNPT体制を強化するため2010年9月の第1回NPDI閣僚声明で宣言した我々の中

心的なミッションに全力で取り組むことを誓う。今日の地政学的状況は、NPTを強化し、擁護することの必要性を強調し、この点に関して、2020年NPT再検討サイクルも含めて、我々はさらに大胆な措置を取ることの必要性を強調する。NPDIはNPTの三本柱（平和利用、核不拡散、そして核軍縮）全ての包括的な取り組みの必要性に基づき、現在の再検討サイクルが成功するために貢献する所存である。この点において、我々は全ての締約国に、NPTの義務と約束を完全に遵守すること、とりわけ2010年行動計画の完全で迅速な実施を求める。NPDIは、NPT加盟国間に橋をかける助けになる新しいアイデアと構想を進展させることによって、すでに合意された2010年NPT行動計画を基礎にして事を進めていく。どのようにNPT体制を強化することができるのかについて、NPTの5核保有国と建設的な協議を続けることを我々はくり返し約束する。

4. NPDIの約束は、そのメンバーが2017年と2018年のNPT準備委員会の議長に含まれるという事実さらに反映されている。我々は一致団結し、核兵器と核兵器技術の拡散の防止、核エネルギーの平和利用のための協力の促進、そして核軍縮と全面的で完全な軍縮を達成するためのNPTの目的達成に集中して取り組んでいる。こうしたことから、NPDIは、このNPT再検討サイクルの残りの期間のNPT加盟国とその議論のために、共通の土台として17年NPT第1回準備委員会の議長声明(NPT/CONF.2020/PC.I/14)を反映した文書を強く支持する。これらの目的は、共通の目的を相互にバランスを取り、強化しあう核軍縮と不拡散の要としてのNPTの再確認を含んでいる。我々はまた、NPT準備委員会や再検討会議の場において、開かれた、包括的で透明性のある協議の必要性を強調する。

5. 我々は、核軍縮のさらなる前進と具体的な成果に向けた活発な取り組みの決意を強調する。世界中の核兵器のより一層の削減の達成と核兵器廃絶を具体的に進展させるために、世界的な核不拡散の制度的な要としての、そして核軍縮達成のための不可欠な基盤としてのNPTへの揺るぎない義務は勿論、持続的でハイレベルな政治的リーダーシップが必要とされている。

6. NPDIは、幅広い国際的な合意によって支えられた時、外交はNPTの

目的を成功裏に進めることができるということを実証したイランとの共同包括的行動計画(JCPOA)のさらなる成功の実現に専念し続ける。NPTへの完全な尊重を基礎にした、あらゆる側面からの継続的なJCPOAの厳格な履行は、イランの核計画が本来的に完全に平和目的であるという国際社会の信頼構築を助長する。我々は、イランのJCPOAの義務の履行の監視と検証のための国際原子力機関(IAEA)の継続的な活動を歓迎する。我々は全ての加盟国に対し、IAEAの極めて重要な検証の役割を支えるために、自発的に貢献することを求める。

7. NPTの義務の履行のために、全ての締約国の透明性が増すことは、NPDIの特徴的な提唱の一つである。NPDIは核保有国による核兵器備蓄と核兵器の運搬手段の数、型、そして状態と、軍事目的で生産された核分裂性物質の量、そして安全保障ドクトリンにおける核兵器の役割に関するの情報を含む核軍縮の約束によって、透明性を高めることの必要性を強調し続ける。核戦力の透明性は、信頼構築のため、つまり、合意されたNPTの成果文書に反映されているように、核軍縮を不可逆的な方法で達成するための必須の条件である。

8. NPDIは、核軍縮検証のための国際パートナーシップ(IPNDV)と国連総会決議A/RES/71/67に従って作られた核軍縮検証のための政府専門家会合を支持する。我々は、核保有国がこのプロセスに参加することを歓迎する。軍縮のために十分な検証策を念入りに作ることは、グローバル・ゼロを達成するために必要な信頼関係を構築するために不可欠である。我々は、NPTにおいて軍縮を検証する方策を含めることを強く求め続ける。

9. 包括的核実験禁止条約(CTBT)は、核軍縮を達成するためのもう一つの不可欠の構成要素である。NPDIは、条約が、署名開放から21年経っても、まだ効力を発していないことを遺憾に思う。したがって、昨日の第10回CTBT発効促進会議の最終宣言に呼応して、我々はまたCTBTを批准していない全ての国々、とりわけ条約が効力を発揮するために批准が必要な、付属文書2に列挙された残りの8つの国々に速やかに無条件で批准するよう求める。また、条約の発効が未定のため、我々は、全ての国々に対し、核実験及び他のいかなる核爆発のモラトリアムを支持し、維持すること、そしてCTBTの条項の目

的、目標、そして履行を弱めるいかなる行動も控えることを求める。

10. それに関連して、NPDIは兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)の交渉の早期の開始に向け活発に取り組んでいる。我々は、この問題に関して、8月にジュネーブで最初のセッションを開いたハイレベルFMCT専門家準備グループの作業を歓迎する。準備グループは、条約に入れるべき条項を開発する点において大きく前進させ、これは2018年の成果のための良い指標である。18年5月の第2回準備グループの会議に先立ち、全ての国連加盟国に開かれている2回目の非公式の諮問会議が2018年2月にニューヨークで開かれる。NPDIはこのプロセスに完全な支援を約束し、CDにこの条約についての交渉をできるだけすみやかに開始することを要求する。FMCTの発効が未定なので、我々は、全てのNPTの締約国である核保有国と非核保有国に、FMCTの交渉と締結を容易にすることを助けるであろう、兵器用核分裂性物質もしくは他の核爆発装置の生産のモラトリアムを維持、もしくは宣言することを求める国際社会の声をくり返し伝える。

11. 我々は、この一年がトラテロコ条約の署名開放50周年、ラロトンガ条約発効30周年、そしてバンコク条約発効20周年であることを想起する。非核兵器地帯は、核兵器の完全な廃絶を先送りにはするが、核軍縮と不拡散体制を強化するため、そして国際的な平和と安全を促進するために実効性のある施策であることがわかる。

12. 非核保有国の多様で広域的なグループとしてNPDIは、困難な問題を議論することを容易にすること、NPT再検討過程を再活性化することを助長するために、異なるポジションの架け橋になることによって建設的で積極的な役割を果たし続ける。2020年NPT再検討会議はNPTの発効50周年を記念することになるが、この重要な機会を記念するため、グローバルな核軍縮と不拡散を推し進めることによってNPDIは有意義な結果が出るよう支援に専念し続けるであろう。(訳：ピースデポ)

出典：ドイツ国連代表部
http://www.new-york-un.diplo.de/Vertretung/newyorkvkn/en/_pr/press-releases/2017/20170921-NPDI-MinMtg.html?archive=3759636

第4回 日々、一人ひとりの歴史認識

10月に開催されたピースデポのシンポジウムに韓国からNGO参与連帯の徐輔赫(ソボヒョク)さんを招いた。集会後の懇親会で1980年代、徐さんと私とはかなり近くにいたのではないかと懐かしく思った。

徐さんは1966年生まれだということから、もちろん私たちの間には30歳近い年令の違いがある。1980年前後の韓国民主化闘争の激動期、私は横浜と東京を往復しながら日韓民衆連帯運動に取り組んでいた。同じ頃に彼は中学、高校、大学という多感な時期を過ごし、ソウルで学生運動をしていた。彼は、私がソウルで会った韓国の闘士たちの名前をよく知っていて何人かの近況を教えてくれた。1988年8月の3度目の訪韓のとき、多くの学生が参加する屋外集会で喋ったことがある。徐さんはそのとき成均館大学に学んでいたはずである。

私は韓国の運動家たちの前で日本人として演説することに極度に緊張したことを思い出す。私は日本の朝鮮植民地支配を強く恥じ、こだわっていたが、そのこだわりと私の生き方や活動をつなぐ言葉を見つけられないでいた。その上、屋外集会というのは、複雑なことを表現するには適さない場であった。日本の植民地支配に抗して多くの朝鮮人が死んだことを忘れることができない。自分ならどう生きてだろか、と私は今も自問することが多い。そのために卑屈になるということでは決してない。誰にとっても、歴史認識というのは、現にいま自分が置かれている時代と場所でどう生きるかを決める時局認識につながっている。

1980年2月末の最初の訪韓は私にとってかけがえのない経験であった。

1979年10月に朴正熙(パクチョンヒ)大統領がKCIA部長に暗殺され、12月に後に大統領となる全斗煥(チョンドウファン)らの粛軍クーデターが起こった。翌80年5月には光州民衆蜂起がおこるが、それに至るまでの束の間に緊張が少し緩む「ソウルの春」があった。その「春」に、私は2人の運動仲間とともに密かにソウルを訪れることができた。閏年の3・1万歳運動記念日を挟む8日間

の、奇跡のように実現した訪韓であった。

準備には多くの人の善意が働いた。私たちのような草の根の日韓民衆連帯運動は、プリパ(「根っこ派」と呼ばれた韓国の活動家たちと近い社会階層の位置で活動しているという感覚があった。しかし、韓国のプリパは、日本と比較にならない厳しい軍事政権の弾圧下に置かれていた。私たちの軽率な行動は、「日本の容共派との接触」というレッテルを張られて、韓国の民主化運動に多大な迷惑をかける惧れがあった。

自宅軟禁状態にあった金大中(キムデジュン)、日本でもよく知られていた東一(トンイル)紡績女子労働者の人権闘争の指導者・趙和順(チョウファスン)牧師と石正南(ソクジョンナム)労働組合委員長、焼身自殺の訴えによって圧政下の韓国労働運動の火付け役となった平和市場(ピョンファシジャン)の縫製工・全泰壺(チョンテイル)の母(オモニ)で労働運動のオモニと呼ばれた李小仙(イソソン)、労働者の権利闘争に身を投じたソウル大生・張棋杓(チャンギピョ)など、日本で伝え聞いていた民主化闘争の最前線の人々と、夢のような面会を果たすことができた。私には日本の運動から託されたミッションがあったが、その一つ一つに彼らは率直に応えた。

これらの人々との会話で、彼らの言葉に共通する論理的で実務的な明快さに私は強い印象を受けた。それは、日々起きる一つ一つの出来事に、歴史と時局に照らした意味を判断し、行動の決定を下す日常から来ている明快さだ。例えば張棋杓は日本と韓国の労働者が置かれている状況は余りにも違う、今は両国の労働運動が協力しあう条件はない、と明言した。

韓国の闘士たちとの出会いで私が学んだことは、歴史を背負って時局に生きるとは、人間の日常そのものだということ、そして、日常での判断と決定こそが歴史を作っていること、であった。一人の小さな決定が時代の流れを作り、流れに勢いを加える。北朝鮮のことも、私はそのような文脈で考えたい。

全体を生きる

梅林 宏道

(題字は筆者)



うめばやし ひろみち

1937年、兵庫県洲本市生まれ。ピースデポ特別顧問、本誌主筆。長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA)初代センター長(2012～15年)。

日誌

2017.11.6~11.20

作成:有銘佑理、山口大輔

CNN=ケーブルニュースネットワーク/DPRK=朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)/IAEA=国際原子力機関

- 11月7日 文・韓国大統領、米韓首脳会談でDPRK核・ミサイル問題の平和的な解決を目指す方針で一致したと発表。
- 11月10日付 ユン米國務省DPRK担当特別代表がDPRKが60日間核ミサイル実験を凍結すれば対話に応じる考えを示したと報じられる。10月30日のシンクタンク・外交問題評議会が開いた会合での発言。
- 11月10日 核なき世界への道筋を議論する国際シンポジウムがバチカンで始まる。
- 11月11日 米空母3隻が参加する米韓海軍の合同演習が日本海で始まる。14日まで。米国は日本も含める提案をしたが韓国拒否。
- 11月11日 ベトナムで日中首脳会談が行われ、東シナ海での衝突を回避するための連絡メカニズムについて早期に運用できるよう協議を進めることで一致。
- 11月12日 海自護衛艦3隻と米空母3隻が日本海で共同訓練。
- 11月13日 慈DPRK国連大使、グテレス国連事務総長に書簡を送り、米韓海軍による合同演習はDPRKへの脅迫だと非難し、安保理で全ての主権国家が平等に扱われていると考えるかの見解を明らかにするよう求める。
- 11月13日 IAEA、イランが欧米等6か国と結んだ核合意に関し、核開発の制限措置を遵守しているとの報告書をまとめる。
- 11月14日 米上院外交委員会、核兵器の使用に議会承認を必要とする法案のための公聴会を41年ぶりに開催。
- 11月15日付 政府は地上型イージスアショアの設置場所を秋田市と萩市で最終調整していることが明らかに。
- 11月15日 日本政府、ジブチの自衛隊活動拠点に隣接する土地3haを邦人保護施設整備のため借用することをジブチ政府と合意。
- 11月16日 米空母ロナルド・レーガン、沖縄近海で海自と年次演習を開始。26日まで。
- 11月16日 マティス米国防長官はDPRKが(核)兵器の試験を中断、開発をやめ、輸出しなければ会談の機会があるだろうと述べ

る。

- 11月17日 宋・中国対外連絡部長が習総書記の特使としてDPRK訪問。核開発問題を含む両国の共通の関心事について意見交換。
- 11月18日 米軍核戦略トップのハイテン米戦略軍司令官はカナダでの国際安全保障会議で大統領が核攻撃を命令しても違法な命令なら拒否すると述べる。
- 11月19日 8月に空自機が米空軍の核能力がある戦略爆撃機B52と日本海で共同訓練を行ったと日本政府関係者が明かす。
- 11月20日付 防衛省が来年から開発する予定の対潜水艦巡航ミサイルに地上の目標物に対する打撃機能を追加する計画と読売新聞が報じる。
- 11月20日 トラUMP米大統領、DPRKをテロ支援国家に再指定すると発表。

沖縄

- 11月6日 日米首脳会談。普天間飛行場移設について辺野古新基地建設が「唯一の解決策」と改めて確認。着実な進展を求める。
- 11月6日 辺野古新基地建設。新たにK1・N5護岸の工事に着手。クレーンを使い砕石を投下。来年夏ごろまでの完成を目指す。
- 11月7日 第3次嘉手納爆音訴訟控訴審第1回口頭弁論。1審判決では「第三者行為論」により米軍機の飛行差し止め請求退ける。
- 11月8日 F35Aステルス戦闘機1機が嘉手納基地に緊急着陸。米空軍、「予防的な着陸」と説明。機体の損傷、けが人はなし。
- 11月8日 会計検査院、辺野古海上警備業務で約1億8,880万円の過大請求を指摘。沖縄防衛局が15～16年に発注。
- 11月8日 高江米軍ヘリ炎上事故。米軍補償担当者らが現場確認。日米で補償協議。
- 11月10日 嘉手納町議会、F35A飛行訓練中止・即時撤退、外来機の飛来禁止を求める抗議決議・意見書を全会一致で可決。
- 11月10日付 F35A訓練開始後、1日当た

イアブック「核軍縮・平和2015-17」 —市民と自治体のために

監修:梅林宏道/編著:NPO法人ピースデポ
A5判 360頁/発行:緑風出版

会員価格1700円
一般価格2000円
(ともに+送料)

特集:核兵器禁止条約の交渉へ

【特別記事】暗い時代を超える知と力を求めて
遠藤誠治

りの騒音発生平均回数約3～4倍に。嘉手納町内、屋良・嘉手納・兼久の3カ所で観測。

- 11月13日 翁長知事、ハガティ駐日米大使と会談。辺野古移設は「差別」と批判。
- 11月13日 辺野古新基地建設。石材の海上輸送に着手。国頭村奥港から大浦湾へ搬送。
- 11月15日 県、国頭村奥港の使用許可撤回を検討。資材を搬入するダンプカーの粉塵や騒音など環境悪化を問題視。
- 11月16日 米軍属女性暴行殺人事件(16年4月発生)裁判員裁判初公判。被告は殺意を否認。被告人質問への供述を拒否し黙秘。
- 11月16日 米軍伊江島補助飛行場でパラシュート降下訓練中の米兵2名、フェンス外に落下。けが人、民家・農作物への被害なし。
- 11月16日 ニコルソン四軍調整官、陸自水陸機動団の県米軍基地内配備に言及。キャンプ・シュワブやキャンプ・ハンセンを想定。
- 11月17日付 在沖米海兵隊、米軍人・軍属・一般人を含む約16万人分の車両登録情報紛失。紛失原因や経路不明。
- 11月19日 那覇市内で米海兵隊員による飲酒運転死亡事故発生。男性1名死亡。米兵からは基準値の約3倍のアルコール。
- 11月20日 ニコルソン四軍調整官・エレン・ライク在沖米総領事、米海兵隊による飲酒運転死亡事故で翁長知事へ謝罪。県庁で会談。
- 11月20日 在沖米軍、在日米軍人を対象に酒の購入・飲酒を全面禁止。

今号の略語

- NAC=新アジェンダ連合
- NAM=非同盟運動
- NPDI=不拡散・軍縮イニシャチブ
- NPT=核不拡散条約
- NWC=包括的核兵器禁止条約
- TPNW=核兵器禁止条約

核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場
アボリション・ジャパン・メーリングリストに参加

join-abolition-japan.dlNY@ml.freeml.com にメールを送ってください。本文は不要です。

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらか、またはその両方を選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

編集委員: 梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>、田巻一彦<tamaki@peacedepot.org>、湯浅一郎<pd-yuasa@jcom.home.ne.jp>、山口大輔<yamaguchi@peacedepot.org>

宛名ラベルメッセージについて

- 会員番号(6桁): 会員の方に付いています。●「(定)」: 会員以外の定期購読者の方。●「会費・購読期限」: 会員・購読者の方には日付が入っています。期限を過ぎている方は更新をお願いします。●メッセージなし: 贈呈いたしますが、入会・購読を歓迎します。



書: 秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

朝倉真知子、浅野美帆、有銘佑理、梅林宏道、大嶋しげり、清水春乃、田巻一彦、津留佐和子、ダブルー達郎、中村和子、丸山淳一、山口大輔、湯浅一郎 (50音順)